

平成29年度第3回宗像市都市計画審議会議事録

平成29年12月27日（水）10時00分

宗像市役所3階 第2委員会室

委員出欠表（■出席 □欠席）			
■日高委員	■大方委員	■萩島委員	■黒瀬委員
■花田委員	■中村委員	■植木委員	■石松委員
■小島委員	■小林委員	■國廣委員	■平田委員
■酒井委員	■北島委員		

次 第

1 開 会

2 会長代理の指名

3 議事録作成方法及び議事録署名委員の決定

4 審 議

第1号議案 宗像市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第14条にかかる適用除外について

5 報告

歴史的風致維持向上計画について

6 その他

7 閉 会

配 布 資 料

- | | |
|---------------------------|----------|
| 1 議案書 | ・・・事前に送付 |
| 2 参考資料 | ・・・当日配布 |
| 3 報告案件資料（歴史的風致維持向上計画について） | ・・・事前に送付 |
| 4 諮問書の写し（1号議案） | ・・・当日配布 |

平成29年度第3回宗像市都市計画審議会

○事務局

それでは宗像市都市計画審議会の開会に先立ちまして、現在14名全員の委員の皆様
の出席をいただいております、過半数の定足数に達しておりますことを皆様に御報告
いたします。

次に、本日の会議の資料についての御確認をお願いいたします。

《配布資料の確認》

それでは、以降の進行につきましては日高会長をお願いいたします。

○会長

それでは改めまして、事務局から御報告のとおり定足数に達しておりますので、只今
から平成29年度第3回宗像市都市計画審議会を開催いたします。

まず、次第の2番になりますけれども、会長代理指名という事ですが、宗像市都市計
画審議会条例第5条により、私の方で指名するようになっておりますので大方委員に是非
お願いしたいと思っておりますが、大方委員よろしいでしょうか。了承いただきました
ので、会長代理は大方委員をお願いをいたします。

次は、次第の3、審議会の議事録署名委員の選出でございます。運営方針に基づいて
決めさせていただきます。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

議事録の署名委員についてですが、これも運営方針に基づきまして、1番の会長を除
きまして委員番号順にお二人ずつ毎回お願いしたいと考えております。なお、この委員
番号については、先程の名簿についております左肩の番号でございます。本日は、2番
の大方委員と3番の萩島委員にお願いしたいと考えております。

また、この議事録の作成方法ですが、宗像市市民参画協働及びコミュニティ活動の推
進に関する条例施行規則第6条により、1、発言者が発言した全てを記録する方法。2、
発言者の発言ごとに当該発言の要点を記録する方法。3、会議内容の全体の要点を記録
する方法。この三つが規定されている訳ですが、この審議会の性質と過去の経緯を考慮
しまして、1番の発言者が発言した全てを記録する方法により行いたいと思います。

また、議事録の公開方法についてですが、これも委員の皆様全員に内容を御確認いた
だき、かつ、議事録署名委員の署名をいただいた後にホームページ上で公開したいと考
えております。以上でございます。

○会長

議事録署名委員と議事録の作成方法について説明がありましたが、よろしいでしょ
うか。ありがとうございます。

それでは、大方委員、萩島委員に議事録の署名をお願いいたします。

それでは、引き続き次第４の審議に入りたいと思います。事務局お願いします。

○事務局

ここで都市建設部長から本日の審議案件につきまして、審議会へ諮問をさせていただきます。本日お配りしました諮問書を御覧ください。

《諮問書の読上げ》

○会長

それでは諮問を受けましたので審議に入りたいと思います。

第１号議案について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

第１号議案、宗像市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第１４条に係る適用除外について御説明いたします。お手元に配布しております議案資料の１ページを御覧ください。

今回の申請は、宗像市長が宗像市田久１丁目１１７６－２外に、鉄骨造りの延べ床面積９．２４平方メートルの防災備蓄倉庫を建築することについて許可を求めるものです。対象地は市街化区域で用途地域は、第１種中高層住居専用地域、建築基準法第２２条区域に指定されています。また東海大学地区地区計画区域内にあり、建築物の制限がございます。次の２ページに位置図をつけております。中央に赤い網掛けで示しておりますのが東海大学地区地区計画区域で、面積は約１５．３ヘクタールでございます。次に３ページを御覧ください。こちらに敷地と周辺の拡大図を付けております。防災備蓄倉庫は資料の右側の図に赤色で示しておりますが、当該敷地の東側の端にある駐輪場の一角に建築する予定です。

続きまして条例上の取扱いについて御説明いたします。資料の７ページを御覧ください。宗像市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の抜粋を記載しています。第４条では、地区整備計画区域内においては、建築物の用途は別表第２ア欄に掲げる計画地区の区分に応じそれぞれ同表イ欄に掲げる制限に適合しなければならないとしています。今回建築予定の防災備蓄倉庫は、イ欄に掲げるいずれの用途にも合致しないことから、本来であれば建築することが出来ません。しかし、第１４条に適用除外の規定がございます。この第１項に該当すれば許可の範囲内において、条例の規定を適用しないことができます。今回の建築物につきましては、第１項第１号の市長が公益上必要な建築物で用途上または構造上やむを得ないと認めるものに該当すると思われます。つきましては、同条第３項の規定に基づき、あらかじめ都市計画審議会に諮問を行うものです。なお、今回は第４条の建築物の用途の制限について適用の除外を許可するものですので第１４条第２項の規定によりあらかじめ利害関係を有する者の出頭を求めて公

開による意見の聴取を行う必要があります。このため12月6日から19日までの14日間、公聴会に係る口述の申し出の受付を行いました。申し出はございませんでした。都市計画課からの説明は以上です。この後、防災担当である地域安全課より具体の整備内容等について御説明いたします。

○事務局

宗像市では災害対策基本法第48条の7に基づき、災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、また、災害により自宅等に戻れなくなった住民も一時的に滞在、生活させることを目的とした施設として、市内39箇所の施設を指定避難所に指定しております。

今回は、平成28年8月1日に災害時における避難所施設利用に関する協定を締結いたしました、東海大学附属福岡高等学校に防災備蓄品の保管場所として、防災備蓄倉庫を整備するものです。先程事務局も御説明しました資料の3ページを御覧ください。右側に赤い印でマークしてある部分が防災備蓄倉庫の設置位置となりますが、正面入り口入ってすぐの左手駐輪場に設置をいたします。指定避難所の場所としては、この地図の中にもあります松前記念体育館の柔道場になります。市としては避難所となる体育館の周辺への設置を希望しておりましたが、建築基準法22条指定区域であるため、建築物間の延焼を抑制するため防火措置を講ずる必要があります、既存の建物から8メートル以上の距離をとって設置する必要があるございました。東海大学と協議を重ねた結果、体育館周辺では既存建物から8メートル以上離れた場所での設置場所の確保は困難であるということ、また、体育館周辺の敷地が崖地になっていることなどから、一段低い場所ではございますが正門近くに設置することになりました。

次に、建築物について御説明いたします。6ページを御覧ください。今回設置いたします防災備蓄倉庫は、幅約3.6メートル奥行約2.5メートル面積は9.24平方メートルで10平方メートル以下の建築物となっております。ホームセンター等でも一般的に取り扱いのある物置となりますが、防災備蓄品を保管するため壁と天井にウレタンを使用した、断熱タイプの多目的物置としています。説明については以上となりますが、このたび東海大学地区地区計画区域に建築する防災備蓄倉庫について、市の防災上必要な建築物であり、用途上及び構造上やむを得ないと認め許可することを原案とするものです。御審議よろしく願いいたします。

○会長

ただいま、事務局から第1号議案について説明がありましたので、質疑応答に入ります。まず、質問書についてですが事前に提出されていますか。

○事務局

事前の質問書の提出はございませんでした。

○会長

それでは今ここで質問がありましたらお願いいたします。

○植木委員

39箇所の避難所を宗像市として設置されている訳ですが、こういった防災備蓄の建物は39の避難所のうち、どれくらいに設置されているのですか。そして、今回東海大学の一角にこれを造るということになりますと、どの範囲をカバーできる備蓄の量になるのかその辺りをわかれば教えてください。

○事務局

基本的には、指定避難所39箇所につきましては、東海大学を入れて39箇所になりますけれども、38箇所には既に倉庫を建てたり、既存の施設の一角を利用させていただいたりという形もございますけれども、備蓄品については、整備をさせていただいております。今回、東海大学の部分につきましては、新たに一つ指定避難所として追加するという形になっておりますので、単純に言いますと、そこでの受け入れ人数についての約3日分です。あともう一つは各コミュニティ地域で全てを賄うということで考えておりますので、東海大学についてはその受け入れ人数の3日分程度は備蓄できるような形では考えております。以上になります。

○会長

よろしいでしょうか。

○植木委員

今日の提案とは若干ずれるかもしれませんが、3日分の備蓄をするということですが、食べ物の場合には賞味期限や消費期限など一定の期限がありますが、そういった問題については期限が来た場合、どういう形で入れ替えたり、あるいは処分をしたりといったことをやられるのかをお願いします。

○事務局

備蓄している食料につきましては、基本的には保存期間が5年間のものを備蓄するようしております。ほかの備蓄倉庫も同じにはなりますが、それを5分の1ずつ毎年入れかえをしているような状態になります。入れ替えについては毎年する形になりますので、保存期限が切れないような形で保存をしていくように考えております。

それから、保存期限が切れる前に防災訓練等で市民の方に配布させていただいて、食べてもらったりすることによって、防災備蓄品としてこういうものがありますという形で、周知を行っております。以上です。

○会長

よろしいでしょうか。では、ほかに御質問はございますでしょうか。御質問はないようですので、第1号議案に対する御意見はございますでしょうか。

はい。御意見もないということですので、この審議会としての意見をまとめたいと思います。本案は、付議ではなくて諮問という案件になっておりまして、諮問の場合は扱い方が4つございます。1つ目は、原案どおりとし、特に意見なしとする。2つ目は、原案どおりとし、意見を付すとする。3つ目は原案に対する修正を求めるとする。4つ

目は、原案に対する修正を求め、さらに意見を付すとする。以上4つでございます。特に御意見はないということですので、原案どおりとし特に意見なし、とすることによりよいでしょうか。

—「異議なし」の声—

異議はないようですので、原案どおりとし、特に意見なしということで決定したいと思います。

これで本日の議案の審議は全て終了いたしました。皆様御協力ありがとうございました。

続きまして、次第5の報告でございます。事務局から報告をお願いいたします。

○事務局

今、都市計画課で進めております歴史的風致維持向上計画につきましては、前回の都市計画審議会でも御報告させていただいたところですが、本日は新しい委員の方もいらっしゃいますので、まずこの計画の概要について簡単にお話ししたいと思います。

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、この法律に基づく計画が、歴史的風致維持向上計画というものになります。この法律ですが、平成20年11月4日に施行された、まだ新しい法律であります。この法律が施行されました経緯といたしましては、日本には、城や神社、仏閣といった歴史上価値の高い建物や、それにまつわる人々の活動というものがございいますが、維持管理に多くの費用や手間がかかるといった問題や、高齢化や人口減少により担い手が不足していることから、歴史や伝統を反映した人々の生活というものが失われつつあるという現状です。このため各市町村は、この計画の認定をされますと、各種事業制度による支援を受けながら、歴史まちづくりに係るさまざまな取り組みを進めることができるというような、趣旨で法律が施行されております。宗像市におきましては、世界遺産登録に先立ちまして、昨年の12月から本計画の策定を進めているところです。事前にお配りしておりました宗像市歴史的風致維持向上計画案の概要版を御覧ください。序章について説明したいと思います。

まず、本計画策定の背景と目的です。はじめに、これから使う歴史的風致という言葉の定義ですが、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われている歴史上価値の高い建造物、及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた、良好な市街地の環境と定義されています。本市におきましては、今年「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」として世界遺産に登録された宗像大社はもちろんですが、唐津街道赤間宿や八所宮など、後世に残していく必要のある歴史的風致というものがあります。これら歴史的風致を形成している観光資源などを活かしながら、地域に残る祭事や伝統を守り、伝承をすることによって、地域活性化が図られると考えておりまして、そのために、歴史的風致維持向上計画の策定を進めたいと考えております。続いて2ページの第1章ですけれども、第1章は、宗像市の歴史的風致形成の背景ということで、本市の自然的環境、社会的環境、歴史的環境、文化財の分布状況などについて

て説明を行っている章となっております。旧石器時代から近現代までの、主だった事跡について記述をしております。続いて4ページの第2章になります。宗像市の維持向上すべき歴史的風致についてですが、まず、歴史的風致の前提条件の記述をしております。本市におきましては、①宗像大社ゆかりの歴史的風致、②宗像の浦々にみる歴史的風致、③八所宮の御神幸祭にみる歴史的風致、④唐津街道赤間宿にみる歴史的風致の4つの歴史的風致を選定しております。続いて6ページからは、歴史的風致の維持及び向上に関する課題や方針の記述をしております。ここでは建物の保存でありましたり、歴史、伝統を反映した活動の支援に関することや、それらの課題に対しての方針といったものを記述しております。続いて10ページからは、第4章、重点区域の位置及び区域に関する記述です。この計画におきまして重点区域は必ず設定することとされております。この重点区域というのは、優先して歴史まちづくりを進めていく区域ということになります。この重点区域の要件といたしましては、文化財保護法の規定により、重要文化財、重要有形民俗文化財または史跡名勝天然記念物として指定をされた建造物の用に供される土地ということが要件としてあります。そのため本市におきましては、国指定ということになりますと、宗像大社三宮を中心としたエリアで重点区域の設定を行っているところですが。続いて12ページからは、文化財の保存及び活用に関する事項の記述です。保存活用の現状と今後の具体的な計画や、文化財の修理、整備に関する計画などの記述をしています。続いて13ページからは、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項についての記述です。①歴史的建造物の保存・活用に関する事業、②歴史的建造物を取り巻く環境の保全・再生に関する事業、③歴史や伝統を反映した活動の支援・継承に関する事業、④歴史文化資産の調査研究と普及啓発に関する事業、⑤歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興に関する事業、以上の5つの項目に分けて進めていきたいと考えております。続いて第7章、第8章に関しましては、歴史的風致形成建造物に関する記述となっております。歴史的風致形成建造物として、歴史的風致の維持向上を図る上で、必要かつ重要と認められる建造物などを指定することとなるのですが、第4章でお示ししました重点区域のエリアの中でないといけないという要件がございます。本市では、宗像大社中津宮本殿、鎮国寺本堂、また、宗像大社辺津宮神門、この3つを指定したいと考えているところでございます。以上が宗像市歴史的風致維持向上計画案の説明となります。

なお、本計画につきましては、宗像市歴史的風致維持向上計画推進協議会で審議をさせていただいておりまして、また、国土交通省、農林水産省、文化庁の3省庁協議におきまして12月22日に、細かい修正等を除きまして、おおむねの了解をいただいているところです。現在のスケジュールといたしましては、平成30年、来年の3月末ごろに本計画について国の認定が得られる見通しとなっております。以上歴史的風致維持向上計画案の御報告となります。

○会長

ありがとうございました。只今、報告がございましたが、何か御質問等ございましたらお願いします。

○石松委員

事務局にお伺いします。こういった歴史的風致形成の建物等を維持、管理していくことは大変重要なことだと思っておりますが、1点危惧することは、本来、政治と宗教との、政教一致だとか政教分離の考え方というものは、事務局としてはどのように考えられているのか、基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

○事務局

伝統行事と宗教行事、その辺の区分けといったところがございまして、今回、文化財につきましては、祭事そのものにかかわる部分に対する補助とかそういうものではございませんので、それに伴う人々の活動で、人々が祭りをやりやすくするためにやっておるということです。そういった法に基づく事業をやっておるということになりますので、政教分離が曖昧なことということではございません。以上です。

○会長

よろしいでしょうか。では、他に何かございませんでしょうか。

○植木委員

今の事務局の回答で、色々な行事については歴史的な伝統に基づいた行事だといった説明だったと思いますが、例えば建物とか、そういったものに対する行政からの資金的な提供というか、援助はどういった考え方なのでしょうか。

○事務局

そのような重要建造物についても支援ができるという国の制度上の仕組みになっておりますので、法制度に基づいて可能なものをやっていく考えでございます。以上です。

○植木委員

別の質問ですが、このなかに歴史的風致の指定範囲以外のところでの、歴史的な建造物というものに対する保存がうたわれており、その場合50年以上の建物などと書いてあります。そういった個人の建物、歴史的な価値のある建物に対して、一定の補助を行うという形になっておりますが、現実的には古い建物に入っておられる方の場合、資金が不足して改修するにもできないといったことや、通常の改修費以上のお金が必要となって、個人の負担が増大する場合があります。一方ではそういう建物を残していく市の方針と、一方では個人のそういった負担の問題、この辺りの補助のあり方について一定の基準以上はしないとか、するとかその点はどういう考え方で進めて行こうとしているのでしょうか。

○事務局

まず、この計画の中で個別の事業が色々位置づけられておりますが、こういった事業の実施方法等の詳細については、今からオーソライズされていくものもございます。さらに、その事業の対象である建物等が民間の方の資産である場合には、当然、行政と利

害関係者の方との合意形成が大前提になり、行政が一方的にやりますという話にはならない訳です。住民の意見も踏まえながら、事業のオーソライズが最終的にはなされていく訳で、そういった段階が今後出てくると考えております。以上です。

○植木委員

当然歴史的な価値のある個人の建物を本人の合意なしには事業が進められないとおもいますが、私が聞いたのは補助の範囲がどうなのかと。一定の補助というのは市民の税金を使う訳ですから、無条件というわけにはいかないですし、そのあたりを合意するような金銭的な問題というのは、どういう形で解決しようとするのか教えていただきたい。

○事務局

その点につきましては、市として具体的な方針があるわけではないので、法制度上からお答えします。例えば原町地区で行った街並み環境整備事業につきましては、住民の皆さんのお宅を白壁漆喰にするなど、街並みに合わせる改修工事を行ってもらった訳ですが、こういったときに法制度上の支援というのは、国が3分の1、市が3分の1、残りの3分の1は個人負担というような設計になっております。これに市としてプラスアルファを出す出さないというのは、今は全く決まっている訳ではなく、基本的には現行の法制度の仕組みに基づいて動いていくということになります。以上です。

○会長

よろしいでしょうか。他に御質問ございませんでしょうか。

○花田委員

第2章の維持向上すべき歴史的風致のところ、今4つの項目が限定されています。わかりやすく言えば、例えば4番の唐津街道赤間宿ですけども、原町も唐津街道ですよ。これが、今4つですけども、これから先増えることがあるのかどうかを聞きたいと思います。

○事務局

まず歴史的風致について、法律上50年以上の建造物と50年以上の人々の活動が、一体となって形成された良好な市街地の環境と定義されております。現時点では、原町につきましては建物はあるものの、50年以上の活動が確認できないということで、今回は残念ながら区域外になっています。今のところ予定でございますけれども、平成30年度から10年間は計画期間となっており、その中で、そういった新たな事実なりが確認できれば、計画の変更ということは一つの選択肢として考えられると思います。現実問題としては、今後10年間で50年という活動が新たに成り立つということは、厳しい状況ではないかというふうに考えております。以上でございます。

○花田委員

そうすると、今からその規定に合ったような所が出てくれば増える可能性もあるということですね。

○事務局

そのとおりでございます。増やすことも当然出来ます。

○会長

他に何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次第の6 その他ですが、事務局から何かあればお願いいたします。

○事務局

特にございません。

○会長

それではこれですべての議題は終了いたしましたので、本日の都市計画審議会を閉会したいと思います。本日はどうもありがとうございました。